

チューダー王朝初期の 支配者像の一考察

横尾元意

1. はじめに

『カンタベリー物語』にある「バースの女房の話」の中で、老婆と不本意な結婚をさせられて、その相手の女性の身分の低さを詰る若い騎士に対して、彼女が、「公私にわたって徳を積み自分で出来る善行を施そうとする人だけが、本当に高貴な人と言うのよ。」と騎士に諭すくだりがある^①。人間の高貴さは、祖先から受け継ぐことの出来るものなのか、さらに、人間の高貴さとは何かという問題である。これは、Tudor 王朝初期においても議論された。薔薇戦争（1455－1485）によって、中央権力の存在を必要とする状況が生まれると、Tudor 王朝はジェントリー、ヨウメン、商人という新興階級を重用して、残存する貴族勢力を屈服させるのに成功していたからである^②。従って、旧来の貴族と新興階級の官僚との間に、前述の問題が生じたのである。

本論の目的は、nobility と gentleness の問題を取り扱った 1490 年代から 1520 年代の劇に一考察を加えることによって、Tudor 王朝初期の支配者像の一端を明らかにすることである。

2. *Fulgens and Lucres*

Henry Medwall の *Fulgens and Lucres* (c.1490 – c.1501) は、その材源を、特に、Bonaccorso of Pistoja the Younger の *De Vera Nobilitate* というロマンスから得ているが、この作品の成立には社会的・政治的影响がある。というのは、Medwall の庇護者である John Morton はランカスター家側の教会人であり、薔薇戦争の後、カンタベリーの大司教ならびに枢機卿に任じられ、枢密院議長の職にも着き、外交使節の応接にも当った人物である。しかし、彼の家系は Edward III 時代まで溯ることが出来るにしても、貴族の出身ではなく、Oxford の Balliol College に学び D.C.L. の称号を得てから出世していった新興階級の人だったのである。彼が、この作品の創作を Medwall に依頼したのは、1497 年のクリスマスにフランドルとスペインの大使がロンドンに滞在した頃と考えられている^③。

*Fulgens and Lucres*において、人間の高貴さについて、次のような議論がなされている。

ローマの元老院議員 Fulgens には、才色兼備にして有徳な娘 Lucres がいた。彼は、その一人娘を相応しい相手と結婚させたいと思って、財産家で血筋の良い Publius Cornelius を薦める。しかし、自分で選んだ男性と結婚すべきだと言って強制はしない。Cornelius の他に、家柄・財産はなくとも、自分の力で現在の地位を得た卒直で誠実な人柄の Gaius Flaminius の二人を、Lucres は多くの求婚者の中から絞り込んでいる。彼女は父の賛同を得て、この二人の男性のうち most honourable (l. 454) あるいは better of condition (l. 457) である方を結婚相手にすることに決める。そこで、彼女を審判者として Cornelius と Flaminius が会して、それぞれ、自らの nobleness を論じる。まず、勝利を確信する Cornelius は、第一に、自分の血筋の高貴さ (l. 457) を取り挙げ、先祖

たちの nobleness は自分の栄誉であり、不滅であると主張する。次に、先祖より受け継いだ財産によって、イタリア随一の資産家なので、彼は自分に honour と preeminence (*l. 528*) が付与されるものと思っている。そして、*Lucres* に自分と結婚したら一生楽しく過せると誘うのである。ところが、*Cornelius* は *Lucres* の器量に引かれており、彼女を一個の人格として捉えているとは言い難い。さらに、彼は、相手の *Gaius* の先祖の身分の低さと彼の少ない収入を詰る。

これに対して、*Gaius Flamininus* は、*Cornelius* の論旨を点検する形で自論を展開する。先祖の勲功に関して、*Cornelius* の先祖たちは、必ずしも、ローマの Common Weal に役立った人達ばかりではないし、もし、彼が nobleness という肩書きを得たければ、自分で行った功績を示すようにと反論する。nobleness は個人に帰し、当人の virtue(国家や公共への立派な行為)から生じるものであって、不徳を嘆かれるような人には、その人の先祖の nobleness も役立たないと *Gaius* は考えている。家柄の低さについて、良き血筋は nature's influence の贈り物であって、人がそれによって、他人から感謝や賞讃を勝ち得るべき筋合いのものではないと論駁しながら、*Cornelius* も自分も、Adam と Eve という同じ先祖から出たのであるから、人の優劣を判断するのに一番妥当な基準は virtue と good manner であると主張する。自分は、神に敬虔な讃美を捧げ、隣人へ慈愛を抱き、身を治めて、勤勉に働き、国を守るため勇敢に戦って 2 ～ 3 回月桂冠を被ってローマへ凱旋したことを語る。さらに、財力について、*Gaius* は *Lucres* に不自由させないだけの豊かさを保証する。

Lucres は、即断を避け、世評を調べてみることにするが、*Gaius* の求愛に応えようと決心している。*Gaius* は、自分の virtue によって名譽ある地位に登っているので、*Cornelius* より立派な男性 (*l.756*) と *Lucres* に思えたからである。しかし、彼女は *Cornelius* の立派な先祖たちへの敬意も忘れない。一方、罪深く卑劣な人には、その人の良き血統に留意す

る必要はないと付け加えて、*Lucres* は折衷的な立場を取っている。

3. Of Gentleness and Nobility

Fulgens and Lucres と類似した議論をより徹底させたのが John Heywood の *Of Gentleness and Nobility* (1527) である。彼の早い時期の経歴はほとんど分らないが、彼の妻が Sir Thomas More の姪である関係から、1519 年から 1528 年まで Henry VIII の宮廷において歌手・バージナル奏者をしていた。1528 年には宮廷年金受給者となり、1544 年にカトリック信者として Thomas Cranmer (1489–1556) に対する陰謀に関与するまで宮廷の恩顧を被った。のちに、メアリー女王の寵愛を受けたが、エリザベス女王の即位に至り、大陸へ流浪の身となった。彼は allegory による道徳教訓劇にかえて、対話形式による人間喜劇としての interlude (幕間劇) を世に送り出したことで英国演劇に貢献した^④。

Of Gentleness and Nobility は、商人と騎士と農夫の 3 人で gentleman 論を戦わせる形式になっている。まず、商人と騎士が、互いに、自分こそ gentleman であると主張する。生まれながらの gentleman と思って疑わない騎士は、相続によって広大な土地を所有し、長い家系を持ち、名字と紋章を受け継ぐ正当な後継者であり、位階を有し、権勢があり、戦時には隊長・指揮官となり、平時には支配者となる人が gentleman であると規定する。これに対して、商人は自分の物を快く愛情を込めて提供することであって、騎士の先祖たちに家・道具・服などの必要を満してきた職人を先祖に持つ自分こそ gentleman であると反論する。これに、騎士は、職人には普通は知力 (wit) がないので、知恵と知力のある彼の先祖たちが土地・支配権を保持し、国家の安寧の維持に努めてきたのだと言う。それに対して、商人は騎士の先祖がすべて賢明であったとは限らず、権威を持つようになったのは、相続による多大な

財産の長期に渡る所有のためであると反論して、二人の議論は噛み合わない。そこへ農夫が登場して、商人と騎士の兩人とも自分自身の高貴さ、あるいは、賞讃に価する行為に言及せずに、先祖の功績を挙げたにすぎないので、二人がこれまで述べたことには何らの価値もないと論難する。これが前述の *Fulgens and Lucres* の到達点であったが、*Of Gentleness and Nobility* では、この主張を当然としながら、商人と騎士と農夫の議論はさらに進む。騎士は、自らの武人・指揮官としての力量、寛大さ、屋敷の立派な構え、秩序維持への功績を述べたて、さらに、商人は自分の利益にならない事には尽力しないと批難する。これに対して、商人は、他国との貿易により多くの富をもたらし、品物を安く輸入して人々の日常生活を快適にしている故に、他の二人よりも nobleman と呼ばれるべき理由があると主張する。すると、農夫は、noble なものとは他のものに依存しなくともよいものが the noblest thing であり、従って、神が一番 noble であって、そうであれば、自分が三人のうちで最も noble な人であると論じる。すると、商人は、その理屈では人間よりも動物の方が noble ということになりはしないかと批評する。これに対して、農夫は、人間には intellectual soul^⑤ があるので、命ある被造物の中で最も noble であり、それによって、あらゆる獣を従えているのだと答える。彼は、中途退出したのち、再度、登場して、相続財産を gentleman の条件とする意見に対して次のように切り出し、自分の gentleman 論を繰り広げる。

For when Adam delved and Eve span,

Who was then a gentleman? (p.449 ll.15–6)

多くの財産が人を gentleman にするのではなくて、gentle conditions (立派な人となり) であって、先祖の gentleness, virtue もその先例に背く子孫にとって誉にはならないと論じる。父親は息子に virtue and gentle conditions を遺産として伝えられないので、gentleman になりたければ、自分で virtue と gentle deeds をしなければならぬと説く。さらに、

gentleman の資質として、正義、公平、柔軟、節制、清貧を挙げる。ここで議論が終らず、騎士と農夫との間で土地財産は誰に帰属すべきかという話題に逸れていく。結局、農夫は、自らの国家に対して情熱と愛情を抱えている人たちが財産を所有するのに値し、governors として選ばれるべきで、国家のために努めている限り、その名誉を維持するために土地を保有すべきであると主張する。さらに加えて、人は労働するようになまついているのに、他人の労で生活するのは不合理と難じ、子供たちに放縱な生活をさせる土地財産の相続に反対する。ここで、商人から頭初の議論の目的から外れているのを指摘されると、農夫は、再び、人を gentleman にする要件は gentle conditions であると述べた後で、七美德と七大罪を引き合いに出しながら、自分が gentleman であると証明しようとする。遂に、物別れで三人は退場する。

4. *The Book named the Governor*

Sir Thomas Elyot によって、1531 年にイギリス支配者層の生活様式の再構築を目的として、政治・教育・道徳について書かれた *The Book named the Governor* という論稿がある。Elyot は、1490 年頃、Wiltshire のジェントリー階級に出生したと考えられる。The Middle Temple と Oxford で教育を受け、1519 年 B.A. に成り、1524 年に Civil Law で学位を得たとされる。1511 年、父 Sir Richard Elyot の努力によって、Clerk to the Justices of Assize for the Western Circuit に就き、1526 年まで、この地位に留った。その後、Wolsey 枢機卿の尽力で Chief Clerk of the King's Council になるが、1530 年の Wolsey 失脚の後、追放され、Cambridge 近郊の Carlton にある邸に退いて *The Governor* を執筆した。この著作は、Henry VIII に献呈され、1580 年までに少なくとも 7 回版を重ねた。この成功と Thomas Cromwell との交友もあって、1531 年、Elyot

はスペインのカール五世に遣わされることにもなった。また、彼は Sir Thomas More's school との交流を通して人文主義的古典研究の影響を受け、健康管理の手引書、羅英辞典、伝記から翻訳まで手懸けて、ルネサンス・ヒューマニズムの思想と理想を英語でイギリス人に紹介する労を取り続けたのである。その業績の代表が *The Governor* である^⑥。この中に Nobility を取り扱った個所がある^⑦。冒頭で、権威ある地位に着いている gentleman が、過度な威厳と栄誉に魅せられると、その心は高慢さの虜になりうるとして、然るべき人物は、若い時分から高貴さ (nobility) についての知識を教えられるべきであると主張している。ところで、人々の共通の利益になることに進んで従事することが gentleness であり、財産よりその人の徳 (virtue) と功績 (benefit) の故に、gentleman と呼ばれたものだと指摘している。これは、*Fulgens and Lucres* の主旨と一致している。また、財産あるいは威厳とともに、徳が gentleman の血筋や家門に、長く、あたかも相続物のように存続する場合、高貴さは最も光を放し、そのような人達は、とりわけ、敬意を受けるけれども、邪悪な人であれば、先祖の栄誉を享受するに当らないとするのは、*Fulgens and Lucres* の立場と共通である。しかし、gentleman の育成を目指す *The Governor* はさらに、栄誉と権威の継承のメカニズムを明らかにしている。これによると、神の摂理によって、立派な人達から立派な子供たちが生まれ、彼らは徳の中で育てられ、自分たちの先祖の出世の原因を得しながら、彼等自身、その徳を模倣することによって、栄誉と権威において先祖たちに匹敵するものになろうと、それぞれ、良き競争をすることにより、常に、人々の好意と敬意を保持し続けたのだと言うのである。神の介入の余地を認めながらも、後継者たちの教育と徳の実践に力点が置かれている^⑧。これは、*Of Gentle-ness and Nobility* の農夫にも容認出来ることである。しかし、農夫にとって、その立派な人達が騎士でなければならぬ必然性はないのである。

有徳な先祖を持ちながらも、その高貴な血筋が体内で移ろい死滅している場合もあり^⑨、また、先祖が悪辣であっても、有徳な人物はそれだけで賞讃に価するのであって、さらに、乞食の体にも騎士と同じ赤い血が流れ、病氣にもなるし、傷を負えば痛みもすると明言している。個人の実績と徳性の重視、人間の本質的同一性を志向する姿勢が見られる^⑩。 *The Governor* には、歴史的例証として、30 エーカーの農夫 Quintius がローマの人達から指揮官 (dictator) に選ばれ、外敵を駆逐した後、再び、元の職業に戻った話を挙げている。その一方で、徳が家名や血統に受け継がれ、その高貴さが讃美されることを望ましいと考えている。それで、学問と徳を子供たちに修めさせるために財産も必要であると説いている。これは、*Of Gentleness and Nobility* の騎士によって、次のように展開されている。gentleman は、神の定めにより土地を相続することによって、子供たちを教育して、人々に対して立派な生活の良き模範を示させ、また、国土を守れるようにしているのであるから、農夫の言うように相続を廃止すれば、あらゆる良き規則と定めを損うことになると反論する。一方、農夫は、財産の所有は他人が労働して得たものを強要することに始まり、その相続から多くの悪が生じると主張する。それに対して騎士は、農夫も言及している優れて有徳な資質 (good and virtuous conditions) の故に土地財産を所有することになったのであり、自分で苦労して得たものを血縁者に与えるのは当然であって、そこから多くの善が生じるのだから相続は良いことに違いないと対抗する。さらに、末尾において、選挙によって選ばれた支配者たちが暴君になりやすいことは歴史の示す通りであり、血統による然るべき支配者は賢者に聞き従い分別を以って支配してきたと安定性と妥当性を強調する。これは、*The Governor* の第一巻で、民主政より貴族政の方が、徳に優れた人達による支配のため安定して長続きするので望ましく、最良なのは王政または君主政であって、それには支配者層 (governors) が必要であると説かれて

いる個所と視点が酷似している。ただ、*Of Gentleness and Nobility* の騎士は血統による世襲的貴族層を念頭に置き、一方、Elyot は教育と徳性による官僚的支配層を想定しているのである。この相違を埋めるために、John Heywood は国家に対して情熱と愛情を抱く人達こそ支配者として選ばれ、財産を所有する価値があると農夫に主張させている。さらに、エピローグで、哲学者を登場させて、人間は、生来、感覚 (sensuality) に従うものなので、どんな支配者も法律によって拘束されないと、常に公平無私では有り得ないと言わしめている。この点で John Heywood の *Of Gentleness and Nobility* (1527) の支配者像は、Elyot の *The Governor* (1531) より明確である。尤も、これは *The Governor* が教育教程であることに由来している。しかし、いずれにせよ、英國宮廷における新旧勢力の対立を Henry VIII (在 1509–47) を頂点とする安定した社会機構に終息させようとしていると言える。

5. おわりに

人間の高貴さという視点から *Fulgens and Lucres*, *Of Gentleness and Nobility* の論旨を紹介し、*The Governor*との比較検討をしてきた。人間の高貴さは財産のように子供に相続出来ないものであり、当人自身が有徳であることを実践によって示さなければならぬのである。従って、子供の時から教育されなければならない。そして、それを行うために土地財産が必要であり、故に、国家への情熱と愛情のあるものが、その所有を許され、支配者として選任されるべきであると主張している。

ところで、*Fulgens and Lucres* が書かれた時代は D. Erasmus と Thomas More の親交が深まる時期に当る。時代が下って、*Of Gentleness and Nobility*になると *Fulgens and Lucres* より、さらに、議論が深まり、*The Governor*と内容が重なりあうことが認められる。この論

稿からも検証出来るように、Thomas More グループが宮廷を中心に広い範囲で影響を及ぼしていたことが分る。ちなみに、More は Pico de la Mirandola の伝記を英訳している。また、取り挙げた作品の主張する主要な点は、ボエティウスの『哲学の慰め』にも認められ^①、新プラトン主義の流れの中で検討されるべき問題でもある。しかしながら、やがて、*Jacob and Esau* という作品のように予定論の影響も見られるようになる。

筆者は、この論稿を英國ルネサンス演劇にみられる教育観を概観するための緒論として識めたものであり、教育観の内容と変遷さらには James I 時代の人間観まで通時的に検討していく一歩と考えている。

一注一

- ① 「バースの女房の物語」、『カンタベリー物語』金子健二訳、(角川文庫) pp.108-9.
'Tale of the wyf of Bathe', *The Works of G. Chaucer* IV (Oxford U.P.), ll.1104-
- ② アンドレ・モロワ『英國史』上巻、水野・小林訳（新潮文庫）pp.258-84.
Lawrence Stone, *The Crisis of The Aristocracy 1558-1641* (Oxford U.P.I 1967), pp.15-61.
- ③ *English Moral Interludes* ed., Glynne Wickham (Dent, London), pp.37-8.
The Compact Edition of the Dictionary of National Biography vol.I (Oxford U.P. 1975), p.1430.
- ④ Michael Stapleton, *The Cambridge Guide to English Literature*, (Cambridge U.P.) p.404.
- ⑤ 'Pomponazzi, On Immortality', *The Renaissance Philosophy of Man* ed. Ernest Cassirer and P. O. Kristeller (Chicago U.P., 1948), p.282.
- ⑥ Sir Thomas Elyot, *The book named the Governor* ed. S. E. Lehmberg (Everyman's Library, Dutton, New York, 1975 rep.), Introduction V-VIII.
クリストファー・モリス著『宗教改革時代のイギリス政治思想』平井正樹訳（刀水書房、1981），p.27.
- ⑦ *The Governor*, pp.103-8.
- ⑧ *The Governor*, p.104.
- ⑨ J. Heywood, 'Gentleness and Nobility', *Early English Dramatists* ed, John s.

- Farmer (Barnes & Noble), p.450 11.8—
- ⑩ *Merchant of Venice*, III. I. 61—76.
- ⑪ ポエティウス著『哲学の慰め』畠中尚志訳（岩波文庫，昭和13年），p.71, p.89, p.91, pp.99—100, p.106.